

## 木野村英明法律事務所 弁護士費用基準規程

(目的)

第1条 木野村英明法律事務所（以下「当法律事務所」という）が受任する事件または法律事務（以下、「事件等」という）の弁護士費用に関する標準は、この規程に定めるところによる。

(消費税に相当する額)

第2条 この規程に定める額は、特段の定めをおかない限り、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、当法律事務所の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まないものとする。

(弁護士費用に関する主な用語の意義)

第3条 弁護士費用に関する主な用語の意義は、次のとおりとする。

法律相談料・・・法律相談の対価をいう。

着手金・・・事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。

成功報酬金・・・事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

鑑定料・・・法律上の判断または意見の表明の対価をいう。

調査料・・・法律関係（事実関係を含む）の調査の対価をいう。

顧問料・・・契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

日当・・・弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

(弁護士費用の支払時期)

第4条 着手金は事件等の依頼を受けたときに支払いを受け、報酬金は事件等の処理が終了したときにその成功の程度に応じ支払いを受ける。

(法律相談料)

第5条 法律相談料は、次のとおりとする。

① 一般法律相談

非事業者の法律相談 原則として30分ごとに5250円（消費税込）

事業者の法律相談 原則として30分ごとに1万0500円（消費税込）

② 複雑事案ないし継続的な特定の事案についての相談については、依頼者と協議により定める。

(着手金及び成功報酬金)

第6条 着手金及び成功報酬金の標準額(消費税別)は、次のとおりとする。

紛争額・経済的利益の額	着手金	成功報酬金
100万円以下の部分	10万円	15%
100万円を超え300万円以下の部分	10%	15%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	2%	5%
3億円を超える部分	1%	3%

#### 速算法

紛争額・経済的利益の額	着手金	成功報酬金
100万円以下	10万円	15%
100万円超300万円以下	10%	15%
300万円超3,000万円以下	5%+15万円	10%+15万円
3,000万円超3億円以下	2%+105万円	5%+165万円
3億円超	1%+405万円	3%+765万円

- 2 着手金及び成功報酬金は、事件の内容により増減することができる。
- 3 調停事件及び示談交渉事件の着手金については、事件の内容により第1項の規程により算定された額の3分の2まで減額することができる。

(紛争額・経済的利益)

第7条 紛争額とは当該事件等の経済的な評価をいい、経済的利益とは依頼者が受ける金銭に換算した利益をいう。

- 2 前項の紛争額及び経済的利益の額は、この規程に特段の定めのない限り、次のとおり算定する。
  - ① 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
  - ② 継続的給付債権は、債権総額の7割の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額とすることができる。
  - ③ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
  - ④ 所有権は、対象物の時価相当額
  - ⑤ 賃借権、使用借権、地上権及び占有権は、対象物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
  - ⑥ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
  - ⑦ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
  - ⑧ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象とな

る財産の範囲及び相続分についていずれも争いが無い場合については、その相続分の3分の1の額

⑨ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

⑩ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額

2 紛争額・経済的利益の算定が困難な場合、経済的利益の額は次のとおりとする。ただし、複雑で相当時間を要する事案、企業経営ないしは知的財産権等の事案については依頼者と協議の上定める。

① 個人間の市民生活上の非営利的な活動等に関する案件 300万円

② 前号を除く非営利的な活動等に関する案件 500万円

③ 通常の事案 1000万円

(督促手続事件)

第8条 督促手続事件の場合、第6条の規程により算定された金額の4分の1とする。ただし、着手金の最低額は3万円(消費税別)とする。

(離婚事件)

第9条 離婚事件の着手金は、30万円(消費税別)とする。ただし、離婚事件に付随して経済的な請求をする時は第6条の規程により算定した着手金を加算した額とする。

2 離婚事件の成功報酬金は、20万円から50万円(消費税別)の範囲で定める。ただし、離婚事件に付随して経済的な利益を得た時は第6条の規程により算定した成功報酬金を加算した額とする。

3 当法律事務所は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(非事業者の倒産整理事件)

第10条 非事業者の破産、民事再生及び任意整理の着手金(通信費用及び印紙代等の実費は含まない。)は次のとおりとする。

なお、事件の処理について、個別の交渉ないし裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した着手金及び成功報酬金を加算する。ただし、消費者金融業者等から過払金を回収した場合の成功報酬金(着手金を含む)は、交渉の場合過払金回収額の20%、裁判手続を要した場合過払金回収額の25%とする。

① 非事業者の自己破産申立事件のうち同時廃止事件は31万5000円(消費税込)を基準とする。

② 非事業者の自己破産申立事件のうち破産管財事件は36万7500円(消費税込)以上とし、協議により定めた額とする。

③ 個人再生事件は36万7500円(消費税込)を基準とする。なお、住宅資金特別条項を併用する場合の着手金は、これに5万2500円(消費税込)を加算した金額とす

る。

④ 非事業者の任意整理事件は債権者1社あたり3万1500円（消費税込）を基準とする。

2 個人再生事件において、再生手続開始決定から個人再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、月額で定める弁護士費用を受けることができる。

3 破産、個人再生及び任意整理の報酬金については、第1項の着手金に含むものとする。  
（事業者の倒産整理事件）

第11条 事業者の倒産整理事件の着手金（消費税別）は、原則として次のとおりとする。

① 自己破産事件、特別清算事件 50万円以上

② 会社更生事件、民事再生事件 300万円以上

2 会社更生事件及び民事再生事件の成功報酬金は、第6条の規程を参考に、依頼者との協議により定める。

（事業者の任意整理事件）

第12条 事業者の任意整理事件の着手金（消費税別）は50万円以上とする。

なお、事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した額を加算する。

2 任意整理事件が終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

① 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの成功報酬金の算定は、第1項及び第2項の規程を準用する。

4 事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定された成

功報酬を受けることができる。

(刑事事件及び少年事件)

第13条 刑事事件及び少年事件のうち通常の自白事件の着手金は30万円(消費税別)とする。

2 刑事事件及び少年事件のうち通常の自白事件の報酬金は10万円以上(消費税別)とし、依頼者との協議により定める。

3 否認事件、複雑な事件あるいは審理に相当時間を要する事件については、依頼者との協議により着手金及び報酬金を定める。

4 警察署あるいは拘留所に接見に出向く場合、依頼者と協議により、交通費等の実費の外に日当を請求することができる。

(告訴、告発等)

第14条 告訴・告発・検察審査会への申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は、1件につき10万円以上とし、成功報酬金は依頼者との協議によるものとする。

(調査料及び鑑定料)

第15条 調査料及び鑑定料(消費税別)は、次のとおりとする。

① 調査料 5～30万円(資料収集等の実費は依頼者の負担)

② 鑑定料 20～50万円(資料収集等の実費は依頼者の負担)

2 事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者との協議により定める。

(手数料)

第16条 手数料(消費税別)は、事件等の対象の経済的利益の額等を基準として、原則として次のとおりとする。なお、次の金額に実費及び出張の場合の日当は含まれていない。

① 証拠保全 20万円～ 50万円

② 即決和解(交渉をしない場合) 15万円～ 30万円

③ 公示催告 15万円～ 30万円

④ 簡易な家事審判事案 15万円～ 30万円

⑤ 契約書の内容確認 2万円～ 20万円

⑥ 内容証明郵便作成 弁護士名表示なし 1万円～ 3万円

弁護士名表示あり 3万円～ 5万円

⑦ 遺言書作成 10万円～ 30万円

⑧ 文書の作成料 定型的な場合 3万円～ 30万円

非定形的な場合 10万円～ 100万円

⑨ 遺言執行 1000万円以下の部分 30万円

1000万円を超え、1億円以下の部分 1%

1億円を超え、5億円以下の部分 0.5%

5億円を超える部分 0.2%

裁判手続が必要となった場合には、上記遺言執行手数料の外に、本規程に定める弁護士費用が加算される。

2 特に複雑または特殊な事情がある時は依頼者との協議により定める。

(任意後見と財産管理・身上監護)

第17条 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士費用の基準は、次のとおりとする。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ① 基本的な事務の処理を行うとき       | 月額5000円～5万円 |
| ② 収益不動産の管理等の事務の処理を行うとき | 月額3万円～10万円  |

(顧問料)

第18条 顧問料の基準額(消費税別)は次のとおりとする。ただし、事業の規模、顧問契約の内容により依頼者と協議して増減することができる。

- |      |               |
|------|---------------|
| 非事業者 | 年額12万円(月額1万円) |
| 事業者  | 月額5万円         |

(日当)

第19条 日当は、原則として次のとおりとする(交通費等の実費は含まない)。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 半日(往復4時間まで)     | 3万円～5万円  |
| 1日(往復4時間を超える場合) | 5万円～10万円 |
| 以後1日あたり         | 5万円～10万円 |

(実費等の負担)

第20条 当法律事務所は、依頼者に対し、弁護士費用とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料等の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を無利息で預かることができる。

(時間制)

第21条 当法律事務所は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士費用として受けることができる。

2 前項の単価は、1時間ごとに1万円以上とする。

3 当法律事務所は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。

4 当法律事務所は、時間制により弁護士費用を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

(委任契約の中途終了)

第22条 委任契約にもとづく事件等の処理が、途中で終了したときは、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士費用(着手金は除く)の全部もしくは一部を返還し、または弁護士費用の全部もしくは一部を請求することができる。

2 前項において、委任契約の終了につき、当法律事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が当法律事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に重大な責任があるとき、当法律事務所は、成功報酬金の全部を請求することができる。

(事件等処理の中止等)

第23条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したとき、当法律事務所は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができる。

(弁護士費用の相殺等)

第24条 依頼者が弁護士費用または立替実費等を支払わないときには、当法律事務所は依頼者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

## 附 則

この規程は、平成22年6月23日から施行する。